

いわき労働基準監督署発表
令和 8 年 2 月 19 日（木）

【照会先】
いわき労働基準監督署
第一方面主任監督官 松尾 佑輔
（電 話）0246(23)2255

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 機械の運転を停止せず清掃作業をさせた疑い～

いわき労働基準監督署（署長 伊藤 達夫）は、本日、クニミネ工業株式会社及び同社現場責任者を、労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁いわき支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和 7 年 3 月 4 日、福島県いわき市泉町のクニミネ工業株式会社小名浜工場において、作業員に機械の清掃作業を行わせるに当たり、機械の運転を停止させなかった疑い。

1 被疑者

クニミネ工業株式会社
所在地：東京都千代田区岩本町
事業内容：鋳業、製造業
同社小名浜工場 現場責任者 A

2 違反条文【別紙 1（関係条文）参照】

被疑者クニミネ工業株式会社、被疑者 A とともに、労働安全衛生法違反
同法第 20 条第 1 号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第 107 条第 1 項（掃除等の場合の運転停止等）
同法第 119 条第 1 号（罰則）
同法第 122 条（両罰規定）

3 災害の概要【別紙 2（災害発生状況概略図）参照】

令和 7 年 3 月 4 日、福島県いわき市泉町のクニミネ工業株式会社小名浜工場において、労働者 B が農薬製造業務に従事している際、製造設備の一部である混練機に残った材料を除去する作業を行っていたところ、混練機の回転部分に巻き込まれ死亡するという労働災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、機械の清掃の作業を行う場合において労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、機械の運転を停止しなければならないことが規定されていますが、災害発生当時、現場責任者 A は混練機を回転させたまま労働者 B に作業を行わせた疑いがあるものです。

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

- 第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
 - 二～三 （略）

(罰則)

- 第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 一 ……第20条から第25条まで、……の規定に違反した者
 - 二～四 （略）

(両罰規定)

- 第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、……第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(掃除等の場合の運転停止等)

- 第107条 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。
- 第二項 （略）

